



もくじ

現在の位置 : [トップページ](#) > [注目情報](#) > [見守り情報](#) > [見守り新鮮情報 一覧](#) > ショッピングモールで勧誘されたウォーターサーバー

[2018年6月26日:公表]

ショッピングモールで勧誘されたウォーターサーバー

[第311号]

2018年6月26日、メールマガジンに掲載された情報です。
メールマガジンの登録は[見守り新鮮情報お申し込み](#)からできます。

[【リーフレット版\(PDF形式\)\(218KB\)】](#)

内容

ショッピングモールで、「1カ月は無料。その後も500円程度でおいしい水が飲める」と勧誘され、ウォーターサーバーのレンタルと2カ月に1回の水の定期宅配契約をした。自宅にサーバーと水が届いたが、設置方法が分からず、自分で管理出来ないと思った。その日のうちに電話で解約を申し出たところ1万6千円の高額な解約料を請求された。解約料が発生するという説明は聞いていない。(70歳代 女性)

ひとこと助言

- ・ ショッピングモール等の店舗内に設置された特設ブースで、勧められたウォーターサーバーがよさそうに思えても、自宅に設置出来るのか、水の交換が一人で出来るのか等、実際に管理・取り扱いが出来るか、本当に必要かどうかを契約前によく考えましょう。
- ・ ウォーターサーバーのレンタル契約は、契約期間が複数年と定められていたり、中途解約すると解約料が発生したりするので注意が必要です。契約する際は、管理・取り扱い方法だけでなく、契約金額や解約条件等、契約内容をよく確認しましょう。
- ・ 場合によってはクーリング・オフを行うことが出来ます。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。

- ・ [全国の消費生活センター等の相談窓口](#)

※[PDF形式]で作成した文書を開くにはAdobe Readerが必要となります。[PDF形式の開覧方法について](#)

[見守り情報トップページへ](#)

[ページトップへ](#)

注目情報

- ▶ [発表情報](#)
- ▶ [中央省庁からの情報](#)
- ▶ [注目テーマ](#)
- ▶ [見守り情報\(「高齢者・障がい者・子どものトラブル防止」\)](#)
- ▶ [メールマガジン](#)

相談したい

- [全国の消費生活センター等一覧](#)
- [お昼の消費生活相談 平日:11時~13時](#)
- [海外ショッピングのトラブル相談](#)

注目テーマ

- ▶ [災害に便乗した悪質商法](#)
 - ▶ [架空請求](#)
 - ▶ [高齢者の消費者被害](#)
 - ▶ [インターネットトラブル](#)
 - ▶ [クーリング・オフ](#)
- [注目テーマ一覧](#)

センターからの発表情報

